

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

## 区画整理だより

&lt;発行日&gt;

平成24年2月吉日

&lt;発行者&gt;

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

理事長 蟹江鎌一

※組合事務所

日進市赤池一丁目3002番地

福岡ビル2階

Tel/Fax. (052) 807-3126

## 「事業進捗状況及び今後の予定について」

理事長 蟹江 鎌一

残寒の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本組合事業に格別のご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本年度における組合事業の進捗状況並びに今後の予定についてご報告させていただきます。

まず、事業の進捗状況についてですが、昨年10月24日付けで仮換地指定をさせていただきました。指定時期につきましては、当初より2ヶ月ほど遅れましたが、皆様方のご理解とご協力により無事完了いたしました。

これを受け、本年2月7日、山田池周辺の整地等工事の発注を行いました。

また、2月18日には、組合定款の一部を変更するため、第2回総会の開催をご案内させていただいたところ、寒い中多数の方々のご出席をいただき、誠にありがとうございました。慎重審議の結果、提案どおりでご承認をいただきました。

なお、これと並行して、山田池周辺の移転対象者の方々には、建物等の補償説明を進めさせていただいておりますが、組合からの提示条件にご理解を示していただき、順調に進んでおります。

次に、今後の予定についてですが、来年度からの本格的な工事に先立ち、移転対象物件の調査等を順次実施させていただき、補償金額の積算をさせていただきたいと考えております。

また、地区内居住者並びに地区に隣接する居住者を対象に、工事説明会を赤池公民館において、4日間開催しますので、ご参加下さるようお願いいたします。

なお、工事については、1号調整池周辺の仮設防災工事（別函参照）から始め、次いで商業街区の整地工事や都市計画道路関連工事等を実施していく予定であります。

関係機関等の協議・調整等が整い次第、区画整理だより等で事前にお知らせさせていただきます。

今後は、本格的な現場作業を計画しており、地区の住民の方々には、ご迷惑をおかけすることとなりますが、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。

## ◇ 目 次 ◇

## ◆ 平成23年度内の今後の予定について

- 3月2日(金)午後7時 工事説明会(対象:地区内住民)
- 4日(日)午前10時 工事説明会(対象:地区内住民)
- 9日(金)午後7時 工事説明会(対象:地区隣接者)
- 11日(日)午後2時 工事説明会(対象:地区隣接者)
- 3月14日(水) 起工式
- 3月18日(日) 平成23年度第4回総代会

- ・事業進捗状況及び  
今後の予定について … 1
- ・平成23年度第2回  
総代会報告 … 2
- ・平成23年度  
工事予定区域 … 3
- ・組合からのお願ひ … 4





## 組合からのお願い

### 土地の名義等を変更された方へ

地区内の土地で次のような行為をなされた方は、組合にその土地の『登記事項証明書』を必ずご提出下さい。  
(申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。)

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき          | ④ 複数名義から単独名義になったとき                           |
| ② 贈与、相続されたとき       | ⑤ 合筆、分筆されたとき                                 |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があった場合<br>(但し、抵当権のみの変更は除く) |

### 住所変更された方へ

皆様への通知・案内文書を送付する都合もありますので、転居等により住所変更された方は、住民票の写しを組合へ提出して下さい。

(申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。)

### 土地区画整理法第76条申請について

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思えます。(申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。)

### 土地の立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いします。

立入時間: 日の出より日没まで

### 問い合わせ先（組合事務所）

住 所 〒470-0125  
日進市赤池一丁目3002番地 福岡ビル2階（喫茶ニューレット2階）

電 話 052（807）3126

執務時間 平日：月曜日から金曜日  
午前9時から午後4時まで  
(但し、正午から午後1時までは休務)  
休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）

※ 誠に恐縮ですが、指定駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用願います。